



新規加入・変更はWEBで完了できます！
「ログイン方法は2ページを確認してください。」

スマホで
スキャン



二次元コード使用開始日
2026年5月15日(金)
二次元コード使用期限
2026年6月15日(月)

ちばぎんグループの皆さまへ

保険料が40%OFF

団体月払

2026年度 団体保険のご案内

募集締切日

2026年6月15日(月)

保険期間

2026年7月1日午後4時から2027年7月1日午後4時まで

申込方法

新規加入または変更のある方のみご対応ください。
詳細は2ページのお手続きの流れを確認してください。

保険料
払込方法

・千葉銀行役職員およびちばぎん証券役職員(キャリアアシスタントの方を除きます。)の方は給与控除
・上記以外の方は口座振替となります。([預金口座振替依頼書]が必要な方は送付しますのでご連絡ください)。
初回保険料払込日 / (給与控除の方) 2026年9月の給与支払日から(2か月後からの後払いとなります)
(口座振替の方) 2026年9月から毎月20日(休業日の場合は、翌営業日)

加入対象者

千葉銀行役職員・ちばぎんグループ会社役職員・キャリアアシスタント・清風会会員
(ただし勤続3年未満の方は退職時には脱退手続きが必要となります)
千葉銀行・ちばぎんグループ会社退職者(勤続3年以上)

加入者カード

千葉銀行・ちばぎん証券役職員の方は紙での加入者カードは郵送されませんので、WEBよりダウンロードをお願いします。(ダウンロード方法は19ページを確認してください)

<団体保険にご加入の皆さまへ>

優良割引(損害率による割引)は25%を適用しています。また団体割引は20%を適用しているため、最終割引率は40%となります。

【参考】最終割引率40%=優良割引25%×団体割引20%として算出されています

<傷害総合保険、所得補償保険にご加入の皆さまへ>

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険金額および補償内容、所得補償保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

[保険のあらまし]の確認は別冊をご覧ください。

*社内イントラ(BizAssist等)または東方エージェンシーのホームページでご確認ください。

千葉銀行 人材育成部

【問い合わせ先】 東方エージェンシー株式会社 業務サポート部

フリーコール: 0120-043-056

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

目次

目次・お手続きの流れ	P. 2
保険の対象となる方	P. 3
ライフステージにあわせた補償プラン	P. 4
ケガの補償プランのお支払い実例	P. 5
ケガの補償プラン	P. 6・7
個人賠償責任補償特約について	P. 8
携行品損害補償特約について	P. 9
トラブルのサポートプラン	P.10・11
給与のサポートプラン	P.12・13
LINEでの保険金請求の手続き方法(傷害保険のみ)	P.14
加入手続き時の画面操作方法	P.15~18
WEB加入者カードの出力方法	P.19

お手続きの流れ

「初回のログイン時に必ずパスワードの変更が必要です」

【 ID 】 職員番号 【 PASS 】 CBCB0134

(注) 退職者の職員番号は、千葉銀行役職員現役時のものを使用します。

〈ご使用できない番号〉再雇用後の職員番号・転籍後の職員番号・先頭にCを付けた職員番号

新規ご加入
の皆さま

すでにご加入
されている皆さま

6月15日
(月)
までに

右記サイトから
お手続きを行って
ください。
【手続き時のお願い】
住所のご入力
をお願いします。



ご加入内容を
変更したい場合

ご加入内容を
更新されない場合

ご加入内容に
変更がない場合

現役の方：
東方エージェンシーに
ご連絡ください。
退職者の方：
加入依頼書のご提出を
お願いします。
(脱退手続き)

特段のお手続きは
不要です。
★左記サイトから、
現在の加入内容
を確認すること
ができます。

保険の対象となる方

●保険の対象となる方の範囲は以下のとおりです。

	ご本人 ※1	配偶者	その他のご家族 ※2
個人プラン	○	×	×
夫婦プラン	○	○	×
家族プラン	○	○	○

※1 加入依頼書の被保険者本人 ※2 ご本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

●被保険者本人としてご加入いただける方は以下のとおりです。

		【加入対象者(被保険者ご本人となる方)】 千葉銀行・ちばぎんグループ会社役職員、キャリアアシスタント、 清風会会員、千葉銀行・ちばぎんグループ会社退職者(勤続3年以上)						
		ご本人	配偶者	お子さま	ご両親	ご兄弟	同居の親族	
個人プラン	ケガの補償	携行品損害 ホールインワン・アルパトロス費用 弁護士費用補償	○	○	○ ※1	○	○	○
夫婦プラン		携行品損害 ホールインワン・アルパトロス費用	○	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	×
家族プラン		携行品損害 ホールインワン・アルパトロス費用	○	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	×

※1 弁護士費用補償のプランに加入される場合は未成年者を除きます。

※2 原則として、被保険者の生計を維持している者(以下「生計維持者」といいます。)を「本人」と定めます。

		【加入対象者(被保険者ご本人となる方)】 千葉銀行・ちばぎんグループ会社の役職員(満64歳以下)					
		ご本人	配偶者	お子さま	ご両親	ご兄弟	同居の親族
個人プラン	所得の補償	○	×	×	×	×	×

●それぞれの補償についてご加入いただける型は下記のとおりです。

	個人プラン	夫婦プラン	家族プラン
ケガの補償・携行品損害 ホールインワンアルパトロス	○	○	○
弁護士費用補償 所得の補償	○	—	—

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

【配偶者】 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。

(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

【親 族】 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

【未 婚】 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

日々の生活の中には予期せぬことも起きるけれど、

いつでも「私らしく」いたいというあなたの想いに

自転車の賠償責任も自動付帯で安心

自転車保険の加入が義務化？
対応する補償が欲しい！

いつもと同じ生活を
続けられる**収入サポート**

入院や手術が必要になった時に備えておきたい！

トラブルに巻き込まれた場合に相談したい！

トラブルにあえば、**弁護士に相談**できる

趣味のゴルフも**思いきり楽しめる**

ケガやホールインワンの心配を
しないでゴルフを楽しみたい！



2022年7月1日から自転車利用者は自転車損害賠償保険等への加入が義務化※に！！

ケガの補償プランに加入いただいた方はもちろん、**個人賠償責任補償特約**が自動付帯されます。



高額賠償事例 神戸地方裁判所、2013年7月判決

賠償額
9,521万円

小学生が、夜間に自転車で時速20から30kmで坂道を下っていたところ、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。

※千葉県「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」をご確認ください。

「私らしく」を叶えるための
保険プランとお支払いイメージ

ライフステージにあわせて補償内容が選べます！

生活環境や家族構成によって必要な補償は様々です。

あなたのスタイルに合わせて必要な保険をお選びください。

趣味のゴルフを楽しみたいし、万一にも備えておきたいなあ

共働き夫婦世帯

本人	配偶者
ケガの補償 傷害総合保険(夫婦プラン)(C2) 4,020円/月	
ホールインワン・アルバトロスの補償 傷害総合保険のオプション(FC1) 650円/月	
就業不能中の所得補償 従業員ご自身 所得補償保険(AST) 960円/月	

月々のお支払い額

5,630円/月

通常加入の場合は(団体割引0%)
9,180円/月

通常加入よりも
42,600円/年
お安くなります！

不安な社会人生活も備えておけば安心だね！

単身世帯(新入行員)

本人

ケガの補償 傷害総合保険(個人プラン)(P2) 2,130円/月	+	携行品の補償 傷害総合保険のオプション(個人プラン)(EK2) 170円/月	+	弁護士の補償 傷害総合保険のオプション(個人プラン)(LA) 520円/月
--	---	--	---	---

月々のお支払い額

2,820円/月

通常加入の場合は(団体割引0%)
4,700円/月

通常加入よりも
22,560円/年
お安くなります！

大事なひとに・・・「贈る」ほけん始めませんか？

親に保険をプレゼント！
老後を支えてあげたい！

別居の親

本人(別居の親 1名あたり)

ケガの補償 傷害総合保険(個人プラン)(PX) 980円/月	+	弁護士の補償 傷害総合保険のオプション(個人プラン)(LA) 520円/月
--	---	---

月々のお支払い額

1,500円/月

通常加入の場合は(団体割引0%)
2,500円/月

通常加入よりも
12,000円/年
お安くなります！

ケガの補償プランは皆さまのお役に立っています！ ～保険金お支払い実例を紹介します～



お支払い件数・お支払い保険金の推移（過去3か年）：保険金は支払日ベースです。
加入者 10 名あたり約 1 名のお役に立っています（2025 年 7 月現在加入者数：4,069 名）

対象年	件数(件)	保険金支払額(千円)	1件あたり平均支払額(千円)
2025 年(2025/1 ～ 2025/12)	392	91,575	234
2024 年(2024/1 ～ 2024/12)	375	61,408	164
2023 年(2023/1 ～ 2023/12)	409	45,759	112



保険金支払分布（2025年度）

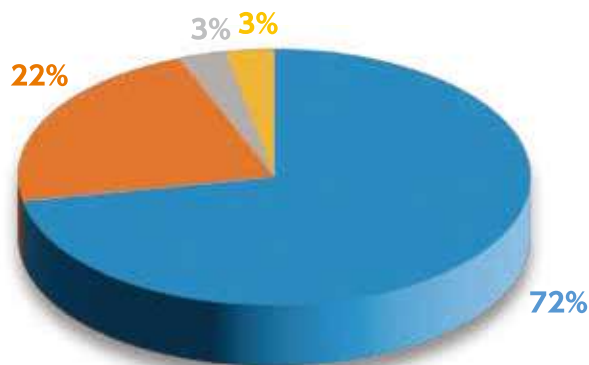
【ポイント①】

保険金のお支払い件数の約72%が10万円未満のお支払いであり、大きなケガに備える一方、軽度なケガ等の請求が多くを占めています。

【ポイント②】

保険金のお支払い額が100万円以上の事案は11件発生しており、万が一の備えとなっています。

保険金支払分布



■ 10万円未満 ■ 10万円以上 50万円未満 ■ 50万円以上 100万円未満 ■ 100万円以上



過去のお支払い事例

下記事例は、「ケガの補償プラン」にて実際にお支払した事例です。

保険種類	支払保険金額	事故概要
傷害総合保険(入院・通院)	約 50 万円	階段で転倒しケガ(骨折)
傷害総合保険(通院)	約 30 万円	子どもの学校行事に参加しケガ(骨折)
傷害総合保険(通院)	約 15 万円	子どもが部活時にケガ(打撲)
傷害総合保険(携行品)	約 4 万円	フェンスにひっかけコートが破損
傷害総合保険(携行品)	約 1 万円	一眼レフカメラを落とし破損
傷害総合保険(個人賠償責任)	約 90 万円	自転車運行中に、停車中の車両に衝突
傷害総合保険(個人賠償責任)	約 5 万円	娯楽施設にてモニターを破損

償プラン (傷害総合保険)

ケガの補償プラン

トラブルのサポートプラン

給与のサポートプラン

<追加オプションプラン> ※基本補償プランと同じ色の帯の中からご選択ください

1 携行品損害 国内国外

外出先でレジャー・スポーツ用品や身の回り品が偶然な事故によって破損した場合や盗難にあった場合に補償します。

		保険金額※	30万円	50万円	70万円	100万円
個人プラン	型名	EK1	EK2	EK3	EK4	
	毎月の保険料	120円	170円	260円	380円	
夫婦プラン	型名	EC1	EC2	EC3	EC4	
	毎月の保険料	150円	200円	320円	450円	
家族プラン	型名	EF1	EF2	EF3	EF4	
	毎月の保険料	190円	260円	410円	580円	

<事故事例>



記念撮影中に誤って、カメラを落としました。

© JAPAN-DA

※自己負担額3,000円

P.6で選択頂いた基本補償のプランです

2 ホールインワン・アルバトロス費用 国内のみ

9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合の祝賀会費用などを補償します。
 (注) ゴルフ場およびキャディの証明、ならびに損保ジャパン所定の書類が必要です。

		補償の対象者	保険金額	50万円	100万円
個人プラン	本人のみ	型名	FK1	FK2	
		毎月の保険料	440円	870円	
夫婦プラン	本人・配偶者	型名	FC1	FC2	
		毎月の保険料	650円	1,310円	
家族プラン	本人・配偶者 その他のご家族※	型名	FF1	FF2	
		毎月の保険料	1,040円	2,070円	

<事故事例>



ホールインワンを達成。記念品を購入した。

P.6で選択頂いた基本補償のプランです

※ご本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子

3 トラブルのサポートプラン(弁護士費用) 国内のみ 弁護士紹介サービス付

こどもがいじめにあった、遺産分割で協議がまとまらないなどの法的トラブル時に弁護士費用をサポートします。

	型名	保険金額		毎月の保険料
		【弁護士費用】	【法律相談・書類作成費用】	
個人プラン	LA	通算300万円限度 (自己負担割合10%)	通算10万円限度 (自己負担額1,000円)	520円

<事故事例>



遺産分割協議がまとまらない。調停で手続きすることに…

⚠ P.6で基本補償「個人プラン」を選択頂いた方のみ加入できます。

詳細な補償内容は10～11ページをご確認ください。

2022年7月1日から自転車利用者は自転車損害賠償保険等への加入が義務化※2に!!

ケガの補償プランに加入いただいた方はもれなく、個人賠償責任補償特約が自動付帯されます。

高額賠償事例 神戸地方裁判所、2013年7月判決



賠償額
9,521万円

小学生が、夜間に自転車で時速20から30kmで坂道を下っていたところ、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。

※2 千葉県「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」をご確認ください。

2022年7月1日から自転車利用者は自転車損害賠償保険等への加入が義務化^(※1)されました。ケガの補償プランに加入いただいた方はもちろん、**個人賠償責任補償特約がセットされます。**自転車搭乗中以外にも、日常生活に起因する偶然な事故により賠償責任を負担することによる損害を幅広く補償します！

※1 千葉県『千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』をご確認ください。

《個人賠償責任補償特約の特長》

- (1) あなたやご家族の方を補償の対象とする特約です。
- (2) 日常生活の中で生じた偶然な事故やご自宅等の建物により生じた偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合を対象とします。
- (3) 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用等を補償します。

1. 個人賠償責任補償特約の内容

(1) この保険で補償を受けられる方（被保険者）は・・・

- ①本人（記名被保険者）＝加入依頼書の被保険者本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

(注) 加入対象者はP1記載の通りです。

(2) 保険金をお支払いする事故は・・・

この特約は、次のような事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象になります。

◆ご自宅等の建物により生じた偶然な事故

たとえば・・・

- テレビのアンテナが倒れて他人にケガをさせた。
- 塀が倒れ、隣家の物置を壊した。
- 風呂の水を出しっぱなしにして、階下のお宅の部屋を水浸しにした。

◆日常生活の中で生じた偶然な事故

たとえば・・・

- 自転車で移動中に歩行者にぶつかってケガをさせた。
- 子どもが投げたボールが誤って他人にあたりケガをさせた。
- 飼犬が他人に噛みついてケガをさせた。
- 買い物先で誤って商品を壊した。
- 日本国内で受託した財物（受託品）を壊した。
- 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた。



(注2) 保険金をお支払いできない場合など、補償内容の詳細は保険のあらまし（別冊）をご参照ください。

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。



【お支払い例】

転んでスーツを破ってしまった

買い物中に財布を盗まれた

旅行先でカメラを落として壊してしまった

保険金額は30万円、50万円、70万円、100万円からご選択いただけます。
※自己負担額は3,000円となります。



【補償の対象にならない保険の対象がございます。】
補償の対象外となる主なものは以下の通りです。

- 携帯電話、ノート型パソコン類
- 漁具
- 眼鏡、サングラス、補聴器
- サーフボード、ラジコン模型
- 自転車

など

※補償内容の詳細は保険のあらまし（別冊）をご参照ください。

ご自宅に收容される動産（家財）の補償が必要な場合は東方エージェンシーまでご連絡ください。
家財を対象とする補償をご案内いたします。

トラブルのサポートプラン(弁護のちから)

法的トラブルに巻き込まれたときの
弁護士費用を補償します。

★「弁護士紹介サービス」付き



さまざまなトラブルが潜む中…法的トラブルについてはこのような声があります

Q1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

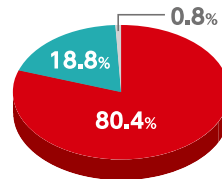
「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%

相談できる弁護士がいる 18.8%

わからない 0.8%

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人



Q3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

費用が高そうだから 62.8%

弁護士に関する情報がわからないから 37.4%

身近に弁護士がいないから 17.1%

話が難しそうだから 16.4%

その他 32.0%

わからない 1.3%

0 20 40 60 80 (%)

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室

「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと
回答した1,019人を対象(複数回答)

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者
ご本人



お子さま

次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、
お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

① 人格権侵害^(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



被保険者
ご本人

次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停(※3)

- 初年度契約は、**保険開始91日目から補償対象となります。**
- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

✗ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

- (※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
- (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。
- (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償(※)

①弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合10%)

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算 **300万円 限度**

②法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律
相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) 1,000円

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算 **10万円 限度**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、**弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要**となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にスーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはかわいなので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

合計 **36万9,000円**をお支払い

相談できる弁護士が身近にいても安心!
「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

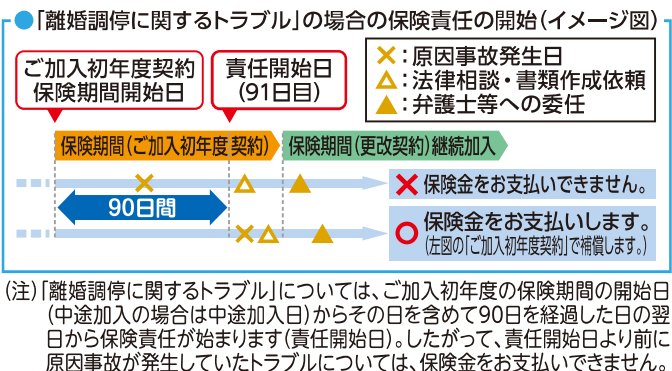
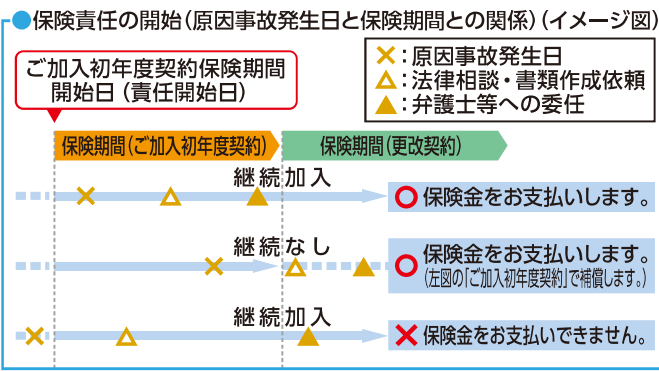
「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご相談をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎりです。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター 【受付時間】 24 時間 365 日 0120-727-110

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。





ちばぎんグループで加入すると

40% 割安

※団体割引20%優良割引25%

64歳までの銀行役職員の方、グ

給与のサポ

「教育費の備え」や「住宅ローン」をお支払いの方

病気やケガによる就業不能中の月々の所得を補償します。

保険金のお支払方法等の事項は別冊をご覧ください。



所得補償保険の特長

1 病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償します。

- 入院、医師の指示による自宅療養のため、業務にまったく従事できない場合の所得を補償します。
- 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます。(利息収入等は含まれません。)

2 最長1年間の長期補償、長期の継続も可能です。

- 補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間(1年)を限度とします。
 - ※1 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
 - ※2 対象期間を超えた就業不能はお支払いの対象となりません。
- 通算して1,000日分保険金を受け取られるまでご契約を継続できます。

3 医師の診査は不要です。

- 所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。
- ※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

4 世界中・24時間いつでも補償します。

- 業務中・業務外・国内・国外・病気・ケガを問わず就労不能になった場合に補償します。

5 団体割引20%、優良割引25%、個人で加入されるよりもお得です。

もしも働けなくなって収入が減少したら、支払いが続けられるか不安……



長期間働けない場合の支出例です

教育費

国立大学 4年間に
かかる教育費・生活費
約 **605万円**※1

教育費

私立大学 4年間に
かかる教育費・生活費
約 **802万円**※1

住宅ローン

1か月あたりの
平均予定返済費
約 **9.3万円**※2

生命保険料

1世帯当たりの
年間保険料
約 **38.5万円**※3

※1 独立行政法人日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査」より
 ※2 公益社団法人 生命保険文化センターHPより
 ※3 平成27年度生命保険に関する前項実態調査より

ループ役員の方が対象です。

ートプラン (所得補償保険)



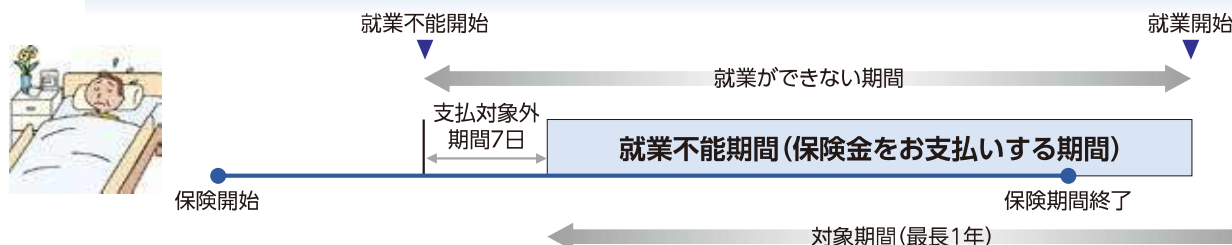
所得の補償プランは個人プランのみの販売となります。



ご退職後のご継続はできません。詳細は東方エージェンシー(株)にお問い合わせください。

に「所得の補償プラン」がオススメです！

所得補償保険のしくみ



- ※ 保険期間中に始まった就業不能がこの保険の基本補償のお支払対象です。
- ※ 保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。
- ※ 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- ※ 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

保険金額と月払保険料(一口あたり)

(保険期間1年 対象期間1年 支払対象外期間7日 職種級別1級 団体割引20% 優良割引25% 天災危険補償特約セット)

年齢区分	保険料(円)	保険金額(千円)	年齢区分	保険料(円)	保険金額(千円)
満20~24歳	960	201	満45~49歳	960	77
満25~29歳		178	満50~54歳		67
満30~34歳		144	満55~59歳		62
満35~39歳		116	満60~64歳		59
満40~44歳		93			

※満65歳以上の方は新規のご加入やご契約の継続をいただくことはできません。

保険金額の決め方(目安)

- ご契約直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、下記表に沿って適切な保険金額をお決めください。

公的医療保険制度	ご契約直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
健康保険(例: 給与所得者)	50%以下
	※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下

保険料について

- 保険料は、男女同一です。
- 保険金額は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険開始期日時点での満年齢による保険金額となります。
- 年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2026年2月現在)

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※ 「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら…



仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！



**トーク画面から
事故の連絡**

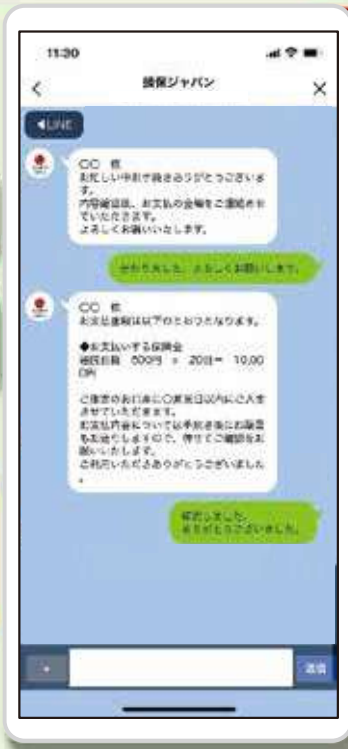
傷害保険のみ対応

**24時間いつでも
連絡可能**

**専用アプリなどの
インストール不要**

ココから連絡！

ご連絡の際は
「加入者番号」を必ず
ご入力ください



**保険金請求も
チャットで完結**

チャット：傷害保険のみ
保険金請求：傷害保険のみ

**チャットや画像で
履歴が残るので (※1)
分かりやすい**

**書類の記入・郵送
が不要 (※2)**

**最短30分で
お手続き完了**

他にもご請求を簡単・便利に行える機能が充実！

- ※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。
- ※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

実際にサービスをご利用いただいたお客さまからも好評です！

時間を気にすることなく申請ができて、助かりました

都合のいい時に返信できるのはとてもありがたかったです

迅速な対応でおどろきました。証明書類の画像を送るだけで終わり、とても楽でした

保険会社とのやりとりがトークルームで確認できるので安心でした



LINEの保険金請求
はこちらから

「LINE」はLINEヤフー(株)の
登録商標です。

ログイン・加入手続きの開始

I. ログイン画面

① ログイン情報を入力します。

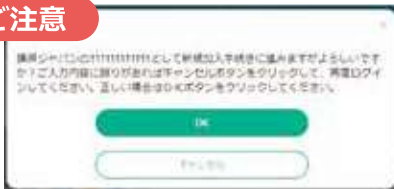
ログインID： 職員番号を入力します。

パスワード： **団体から指定された
パスワードを入力します。**



入力後[ログイン]  ボタンをクリックします。

ご注意



[ログイン]ボタン押下後、左図のメッセージが表示された場合、
・メッセージに記載されている会社名・職員番号等に誤りがないこと
・新規のご加入手続きで間違いのないことをご確認いただき、
[OK]ボタンをクリックしてください。

II. トップページ画面

この画面では、募集期間、保険期間など募集に関するご案内を掲載しています。

初めて加入される方

お申込手続きをすることができます。

お申込手続きをする場合、
[お申込手続き]ボタンをクリックします。
※募集期間外は非活性になります。

⇒ IIIへ



既に参加されている方

現在のご加入内容の確認と、お申込内容変更手続きをすることができます。

お申込内容の変更手続きをする場合、**[お申込手続き]**ボタンをクリックします。⇒ IIIへ

ご注意

[お申込内容の確認]ボタンは、すでにお申し込んでいる方のみ、ボタンが表示されます。
[お申込内容の確認]画面から、内容の変更画面に遷移することも可能です。⇒ Vへ

加入手続き「被保険者登録・プランの選択」 初めて加入される方

Ⅲ. [加入者情報の登録]画面

保険加入のお申込をされる方の情報を登録・変更することができます。

【必須】の記載がある項目は、すべてご回答ください。

※半角カナ小文字は入力できませんので、ご注意ください。<例：トウキョウ（×）→ トウキョウ（○）>


- 1 加入者情報の入力を行います。
- 2 入力後、[次へ]ボタンをクリックします。

初めて加入される方 ⇒ 下記へ 既に加入されている方 ⇒ Vへ


Ⅳ. [被保険者登録・プランの選択]画面

初めて加入される方

この画面では、被保険者情報の入力と、加入するプランを選択します。

- 1 画面を下にスクロールします。
- 2 被保険者登録欄に、補償の対象となる方(被保険者)の情報を入力します。
- 3 再度画面を下にスクロールし、[要保険料計算]  ボタンを押します。

ポイント

- ・被保険者を追加する場合は、一番右のタブの[+もうひとり追加する]ボタンをクリックします。
- ・  を押下すると、入力内容を保存します。※申込は完了していません。

- 4 各プランの補償内容・保険料を確認し、加入するプランの[選択する]ボタンをクリックします。必要に応じて「口数」を入力します。

ポイント

【詳細を開く】をクリックすると、全ての補償内容が確認可能です。



ポイント

選択中のプランをキャンセルする場合は、「×選択を削除する」をクリックします。

- 5 プランの選択が終了したら、画面下の[次へ]ボタンをクリックします。
 - ・健康告知ありの方（※） ⇒ VIへ
 - ・プラン変更、健康告知なしの方 ⇒ VIIへ

加入手続き「被保険者登録・プランの選択」 既に参加されている方



V. 【被保険者登録・プランの選択】画面

既に参加されている方

この画面では、被保険者情報の入力と、加入するプランを選択します。

- ① 画面を下にスクロールします。
- ② 被保険者情報を確認し、変更や未入力事項がある場合は、入力します。
- ③ 再度画面を下にスクロールします。

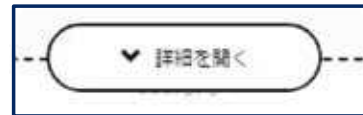
ポイント

- ・被保険者を追加する場合は、一番右のタブの[+もうひとり追加する]をクリックします。
- ・  を押下すると、入力内容を保存します。※申込は完了していません。
- ・被保険者を削除する場合は、  にチェックします。

- ④ 初期値は現在ご加入中のプランが[選択中]になっています。各プランの補償内容・保険金額を確認し、加入するプランの[選択する]ボタンをクリックします。必要に応じて「口数」を入力します。

ポイント

【詳細を開く】をクリックすると、全ての補償内容が確認可能です。



- ⑤ プランの入力が終了したら、画面上の[次へ]ボタンをクリックします。

- ・健康告知ありの方（※） ⇒ **下記へ**
- ・プラン変更、健康告知なしの方 ⇒ **VIIへ**



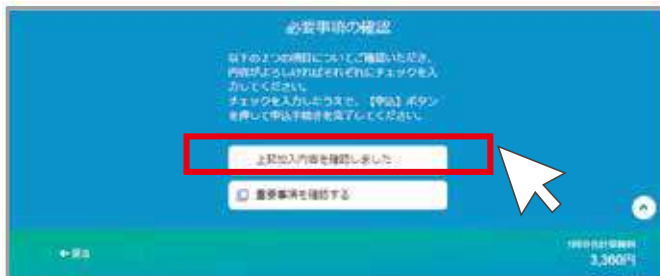
VI. 【健康告知/確認・告知事項】画面 健康状態に関する告知

- ① 健康告知・個人情報の取扱いについて確認後、同意頂ける場合は、同意ボタンを選択します。
- ② 「★告知の入力」欄で、健康事項に関する質問に対し [はい] または [いいえ] ボタンのいずれかをチェックします。※表示されている質問に対し、すべての被保険者の回答をすると、次の質問が表示されます。
- ③ すべての質問を入力してから、[次へ]ボタンをクリックします。（質問の数は、最大で4問です。）
 - ★質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。⇒ **VIIへ**
 - ★1つでも「はい」がある方は、ご加入いただけません。


加入手続き「加入内容および重要事項のご確認/申込」

Ⅶ. [加入内容および重要事項のご確認/申込]画面

- 画面を下にスクロールします。
- 「1. 加入内容のご確認」について内容に問題がなければ、[上記加入内容を確認しました]にチェックします。
- 「2. 重要事項等のご確認」について「重要事項を確認する」ボタンをクリックし別ウィンドウで表示された内容を確認します。
- 内容を確認したら、元の画面に戻ってください。
※[確認しました]にチェックが入っています。
- [申込]ボタンをクリックします。
- 右図メッセージが表示されますので、よろしければ[OK]ボタンをクリックします。



Ⅷ. [お申込手続き完了]画面

- [申込]ボタンをクリックすると、ご契約内容は確定されますが、募集期間中はいつでも変更可能です。募集期間終了時点の登録内容でのお申込となります。
- 加入依頼内容控と告知書控を印刷して、お手元に保管ください。
印刷には「Adobe社AcrobatReader5.0」以上が導入されていることが条件となります。
-  ボタンをクリックして、画面を終了してください。

以上で、お手続きは完了となります。

WEB加入者カードの出力方法

I. 東方エージェンシーHPにアクセス

URL : <https://www.toho-ag.co.jp/>

東方エージェンシー

検索

① トップページ右上部の **ちばぎんグループの皆様へ** をクリックします。

② ページ下部の「Webによる団体保険のお手続き」内の

団体傷害保険・所得補償保険 をクリックします。

※リダイレクト画面が表示されますので [はい] をクリックします。



II. ログイン画面

ログイン情報を入力します。

ログインID : 職員番号を入力します。

パスワード : CBCB0134

※今年度ログイン履歴のある方は、初回ログイン時に設定していただいた任意のパスワードをご入力してください。

入力後 **ログイン** をクリックします。



III. 「ご加入内容の確認・変更画面」から加入者カードを出力

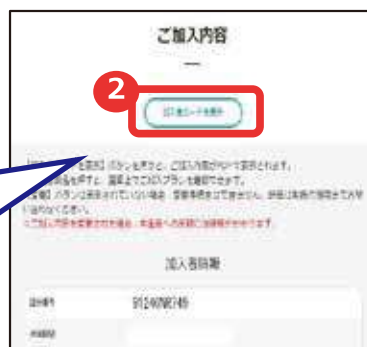
① ちばぎんグループ団体保険のページが表示されますので、

ご加入内容の確認・変更 (すでにご加入いただいている方) をクリックします。

② 「ご加入内容の確認・変更画面」内の

加入者カードを表示 をクリックします。

WEB加入者カード(PDF)が立ち上がりますので、必要に応じて印刷または保存してください。



※閲覧するタイミングにより
ボタンの表示が変わります！

● 2026年8月14日まで
[ご加入内容控えを表示]

こちらから

● 2026年8月15日以降
[加入者カードを表示]

パソコンからのログイン方法

1 東方エージェンシーホームページにアクセスします。

東方エージェンシー

検索

2 ホームページから「ちばぎんグループの皆様へ」をクリックします。



3 Webによる団体保険のお手続きをクリックします。

Webによる団体保険のお手続き

団体傷害保険・所得補償保険

こちらをクリックしてください

4 リダイレクト画面が表示されます。[はい]ボタンをクリックします。

⇒加入操作方法はP.15-18を確認してください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

東方エージェンシー株式会社 本社および各営業所

本社 〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 8-4 損保ジャパン千葉ビル 2F

フリーコール 0120-043-056 : FAX 043-243-5901

千葉営業所 フリーコール 0120-043-065 : 松戸営業所 フリーコール 0120-047-303

船橋営業所 フリーコール 0120-047-450 : 木更津営業所 フリーコール 0120-043-882

茂原営業所 フリーコール 0120-047-524 : 銚子営業所 フリーコール 0120-047-905

成田営業所 フリーコール 0120-047-665 : コンタクトセンター フリーダイヤル 0120-300-516

受付時間：午前9時から午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

●引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン株式会社 千葉支店 法人支社

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 8-4 損保ジャパン千葉ビル

TEL 050-3808-5960 : FAX 043-243-3064

受付時間：午前9時から午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【東方エージェンシー事故連絡ダイヤル】0120-948-392(受付時間：24時間365日)

【損保ジャパン事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間：24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【加入者カードについて】

〈千葉銀行役職員(現役)の方／ちばぎん証券役職員(現役)の方〉

8月15日よりWEBにて加入者カードの出力が可能です。

〈上記以外の方〉

3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。